

野沢温泉村宿泊施設快適化事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 30 日要綱第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宿泊施設の利便性向上と宿泊収容人数の維持を図るため、村内宿泊事業者が行う既存客室のバス、トイレ付または、トイレ付客室への改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、野沢温泉村補助金等交付規則（昭和 42 年野沢温泉村規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 野沢温泉村の地域内において第 3 条に定める事業を自らの費用負担で実施する民間宿泊事業者
- (2) 旅館業の経営許可を受けている民間宿泊事業者

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下の条件を満たす事業とする。

- (1) 既存客室（バス、トイレ付でない）のバス、トイレ付客室への改修
- (2) 既存トイレ付客室のバス、トイレ付客室への改修
- (3) 既存客室（バス、トイレ付でない）のトイレ付客室への改修

(補助対象経費及び補助率)

第 4 条 第 1 条に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
1 既存客室（バス、トイレ付でない）のバス、トイレ付客室への改修経費	1 部屋あたりの補助対象経費の 10 分の 1 以内。 ただし、1 部屋 100 千円を限度とする。
2 既存トイレ付客室のバス、トイレ付客室への改修経費	
3 既存客室（バス、トイレ付でない）のトイレ付客室への改修経費	1 部屋あたりの補助対象経費の 10 分の 1 以内。 ただし、1 部屋 50 千円を限度とする。

(交付の条件)

第 5 条 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに村長に報告してその承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに村長に報告してその承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 村長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付申請書の様式等）

第6条 規則第3条に規定する申請書は、野沢温泉村宿泊施設快適化事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出部数は1部とする。

2 規則3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象施設に該当することが確認できる書類（旅館業経営許可証の写し等）
- (2) 法人の場合にあっては登記簿謄本（現在事項全部証明書）、個人の場合にあっては住民票抄本
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 施工予定箇所の写真
- (5) 施工予定箇所の図面等
- (6) その他村長が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、村長が別に定める。

（交付決定）

第7条 村長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（変更申請等の様式）

第8条 第5条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
野沢温泉村宿泊施設快適化事業計画変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。
野沢温泉村宿泊施設快適化事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第3号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。
野沢温泉村宿泊施設快適化事業完了期限延長承認申請書（様式第4号）

（実績報告書の様式等）

第9条 実績報告は、野沢温泉村宿泊施設快適化事業実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の実施が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書等の写し）
- (2) 施工予定箇所の施工前、施工後の写真

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又

は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、内容を審査し、適正であることを確認したうえで補助金の額を確定し、申請者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、野沢温泉村宿泊施設快適化事業補助金交付請求書(様式第6号)を提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。